

「新型コロナウイルス感染症緊急対策融資」の取扱開始ならびに
「新型コロナウイルスに関する相談窓口」の設置について

この度の新型コロナウイルスによる感染症拡大により、影響を受けられた皆様へ心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い終息を心からお祈り申し上げます。

川之江信用金庫は、新型コロナウイルスによる感染症の発生に伴い、直接・間接的に影響を受けている事業者様の資金需要にお応えするため、下記緊急融資の取り扱いを開始いたします。

また、あわせて新型コロナウイルスによる感染症の発生により、既に影響を受けられた方、または受ける可能性のあるお客様の相談窓口を下記のとおり開設いたします。

当金庫は今後も、事業者様の資金調達の安定化ならびに地域経済の発展に貢献してまいります。

1. 「新型コロナウイルス感染症緊急対策融資」

名称	「新型コロナウイルス感染症緊急対策融資」
取扱開始日	令和2年3月5日（木）
ご利用いただける方	次の要件をいずれも満たす事業者の方 ・新型コロナウイルス拡大により、直接・間接的に被害を受けた事業者 ・当金庫の営業区域内で事業を2年以上営む法人及び個人事業主で当金庫の会員資格を有する方 ・地域活性化ローン（パートナー・サポート）に準じる。 （ただし商工会議所の会員でなくとも可）
資金用途	運転資金、設備資金
融資限度額	3,000万円（ただし、運転資金は月商の2ヶ月分以内）
融資形態	証書貸付、手形貸付
融資期間	証書貸付 ・運転資金・・・7年以内（据置期間6カ月以内） ・設備資金・・・10年以内（据置期間1年以内） 手形貸付・・・1年未満
返済方法	証書貸付・・・毎月元金均等分割弁済 手形貸付・・・期日一括弁済
融資利率	地域活性化ローンから-0.1%
担保・保証人	個別案件ごとに相談させていただきます

2. 「新型コロナウイルス相談窓口」

項目	内容
名称	「新型コロナウイルスに関する相談窓口」
開設日	令和2年3月5日（木）
受付場所	当金庫の本支店融資窓口
相談受付内容	運転資金等の緊急の融資相談および既存借入金の条件変更等のご相談をお受けいたします